

① 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入  
に関する明細書

			事業年度 又は連結 事業年度	.	.	法人名	( )
債務者	住 所 又 は 所 在 地	1					計
	氏 名 又 は 名 称 (外国政府等の別)	2	( )	( )	( )	( )	
	個 別 評 価 の 事 由	3	令第96条第1項 第号 該当	令第96条第1項 第号 該当	令第96条第1項 第号 該当	令第96条第1項 第号 該当	
	同 上 の 発 生 時 期	4	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·	
	当 期 繼 入 額	5	円	円	円	円	円
入 限 度 額 の 計 算 額	個 別 評 価 金 銭 債 権 の 額	6					
	(6)のうち5年以内に弁済される金額 (令第96条第1項第1号に該当する場合)	7					
	(6)のうち取立て等の見込額	8					
	他の者の保証による取立て等の見込額	9					
	その他による取立て等の見込額	10					
	(8)+(9)+(10)	11					
	(6)のうち実質的に債権とみられない部分の金額	12					
	(6)-(7)-(11)-(12)	13					
	令第96条第1項第1号該当 (13)	14					円
	令第96条第1項第2号該当 (13)	15					
貸 倒 実 績 率 の 計 算 の 基 礎 と な る 金 額 の 明 細	令第96条第1項第3号該当 (13)×50%	16					
	令第96条第1項第4号該当 (13)×50%	17					
	経過措置の適用を受ける場合 ((14)、(15)、(16)又は(17))×25%	18					
	繰 入 限 度 超 過 額 (5)-((14)、(15)、(16)、(17)又は(18))	19					
	貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額 ((6)の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合の(5)と((14)、(15)、(16)又は(17))のうち少ない金額)	20					
	前 期 の 個 別 評 価 金 銭 債 権 の 額 (前期の(6))	21					
	(21)の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合の当該個別評価金銭債権に係る損金算入額 (前期の(20))	22					
	(22)に係る売掛債権等が当期において貸倒れとなつた場合のその貸倒れとなつた金額	23					
	(22)に係る売掛債権等が当期においても個別評価の対象となつた場合のその対象となつた金額	24					
	(23)又は(24)に金額の記載がある場合の(22)の金額	25					